

福岡県漁業調整規則に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正に係る新旧対照表

改 正 案	現 行 (漁業管理課)	現 行 (水産振興課) ※福岡県内水面漁業調整規則
<p>「<u>県知事による漁業の許可</u>」(第4条第1項)については、第7条第1項、第9条(許可又は認可をしない場合)、第10条(許可又は認可についての適格性)、第12条(公示における留意事項)及び第14条(継続の許可又は起業の認可等)に定めるもののほか、県が定めた漁業種類ごとの許可方針のとおりとする。</p>	<p>「<u>漁業の許可</u>」(第7条)については、福岡県漁業調整規則第22条第1項、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条に定めるもののほか、県が定めた漁業種類ごとの許可方針のとおりとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>※標準処理期間 3ヶ月</p>	<p>※標準処理期間 1ヶ月</p>	
<p>「<u>変更の許可</u>」(第16条第1項)については、県が定めた漁業種類ごとの許可方針のとおりとする。</p>	<p>「<u>許可内容変更の許可</u>」(第16条第1項)については、県が定めた漁業種類ごとの許可方針のとおりとする。</p>	<p>「<u>許可内容変更の許可</u>」(第12条第1項)については、県が定めた漁業種類ごとの許可方針のとおりとする。</p>
<p>※標準処理期間 1ヶ月</p>	<p>※標準処理期間 1ヶ月</p>	<p>※標準処理期間 1ヶ月</p>
<p>「<u>漁業許可証の書換え交付</u>」(第27条)については、県が定めた漁業種類ごとの許可方針のとおりとする。</p>	<p>「<u>漁業許可証の書換え交付</u>」(第19条)については、県が定めた漁業種類ごとの許可方針のとおりとする。</p>	<p>「<u>許可証の書換え交付</u>」(第13条)については、県が定めた漁業種類ごとの許可方針のとおりとする。</p>
<p>※標準処理期間 1ヶ月</p>	<p>※標準処理期間 2週間</p>	<p>※標準処理期間 2週間</p>
<p>「<u>漁業許可証の再交付</u>」(第28条)については、<u>申請の理由に合理性が認められるものとする。</u></p>	<p>「<u>漁業許可証の再交付</u>」(第19条)については、<u>許可証の亡失、又はき損が事実であり、正当な申請である場合とする。</u></p>	<p>「<u>許可証の再交付</u>」(第14条)については、<u>許可証の亡失、又はき損が事実であり、正当な申請である場合とする。</u></p>
<p>※標準処理期間 1ヶ月</p>	<p>※標準処理期間 2週間</p>	<p>※標準処理期間 2週間</p>
<p>(削る)</p>	<p>「<u>漁業の起業の認可</u>」(第21条第1項)については、福岡県漁業調整規則第22条第1項、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条に定めるもののほか、県が定めた漁業種類ごとの許可方針のとおりとする。</p>	
<p>(削る)</p>	<p>「<u>起業の認可に基づく許可</u>」(第22条第1項)については、福岡県漁業調整規則第22条第2項、第23条に定めるもののほか、県が定めた漁業種類ごとの許可方針のとおりとする。</p>	
<p>(削る)</p>	<p>※標準処理期間 2週間</p>	
<p>「<u>内水面における水産動植物の採捕の許可</u>」(第33条第1項)については、同条第4項(許可しない場合)及び第10条(許可又は認可についての適格性)に定めるもののほか、<u>県が定めた漁業種類ごとの許可方針のとおりとする。</u></p>		<p>水産動植物の採捕の許可(第4条)については、別紙のとおりとする。</p>

福岡県漁業調整規則に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正に係る新旧対照表

改 正 案	現 行 (漁業管理課)	現 行 (水産振興課) ※福岡県内水面漁業調整規則
<p>※標準処理期間 1ヶ月</p> <p>(削る)</p> <p>「<u>漁業内の岩礁破碎等の許可(海面)</u>」 <u>(第45条第1項)</u>については、別紙「<u>漁業権漁場内における土砂及び岩石採取許可方針</u>」の3、5及び6のとおりとする。</p> <p>※標準処理期間 1ヶ月</p> <p>「<u>試験研究等の適用除外</u>」(第47条第1項)については、<u>試験研究等の当該行為に合理性がみとめられ、かつ、漁業調整、水産資源の保護培養及びその他公益上支障を及ぼさないものとする。</u></p> <p>※標準処理期間 1ヶ月</p> <p>「<u>試験研究等の適用除外に係る許可証の記載事項変更の許可</u>」(第47条第6項)については、福岡県漁業調整規則第47条第1項に該当するものとする。</p> <p>※標準処理期間 1ヶ月</p>	<p>「<u>岩礁破碎等の許可</u>」(第46条第1項)については、別紙「<u>漁業権漁場内における土砂及び岩石採取許可方針</u>」の3、5及び6のとおりとする。</p> <p>※標準処理期間 40日間</p> <p>「<u>試験研究等の適用除外</u>」(第47条第1項)については、<u>福岡県漁業調整規則第47条第1項に該当するもののほか、判断にあたっては別紙を参考とする。</u></p> <p>※標準処理期間 1ヶ月</p> <p>「<u>試験研究等の適用除外に係る許可証の記載事項変更の許可</u>」(第47条第7項)については、福岡県漁業調整規則第47条第1項に該当するものほか、<u>判断にあたっては別紙を参考とする。</u></p> <p>※標準処理期間 2週間</p>	<p>※標準処理期間 1ヵ月</p> <p>水産動植物採捕の内容の変更(内水面漁業調整規則第12条)については、別紙のとおりとする。</p> <p>※標準処理期間 2週間</p> <p><u>特別採捕の許可(内水面漁業調整規則第43条第1項)</u>については、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>試験研究調査に伴う内水面特別採捕の許可</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校教育法による学校の教員及び公共機関が行う試験研究等に伴う採捕であること。</u> ・<u>上記の者が直接採捕しないで、第3者に委託する場合は、委託者の副申があること。</u> <p>(2) <u>種苗採捕に伴う内水面特別採捕の許可</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>別紙のとおりとする。</u> <p>※標準処理期間 2ヶ月</p>